

塗装職種(建築塗装作業)

<p>作業の定義</p>	<p>建築物内外部のコンクリート、木部、金属、ボード類、モルタル等の素地に対して行う塗装及びこれに関連する作業をいう。</p> <p>被塗装物の例</p> <p>1.木部 2.鉄鋼面 3.軽金属面 4.亜鉛めっき鋼面</p> <p>5.プラスタ、モルタル、しっくい、コンクリート及び軽量気泡コンクリート 6.石膏ボード 7.けい酸カルシウム板</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習</p> <p>(1)建築塗装作業 ①素地調整作業 ②塗装作業 1.被塗装物の養生作業 2.下地処理(下地付け、目地処理及び目止め)作業 3.塗料の調合作業 4.塗り作業</p>	<p>第2号技能実習</p> <p>(1)建築塗装作業 ①工事環境の養生作業 ②素地調整作業 ③塗装作業 1.被塗装物の養生作業 2.下地処理(下地付け、目地処理及び目止め)作業 3.塗料の調合及び調色作業 4.塗り作業 5.ローラーブラシ作業</p>	<p>第3号技能実習</p> <p>(1)建築塗装作業 ①工事環境の養生作業 ②素地調整作業 ③塗装作業 1.被塗装物の養生作業 2.下地処理(下地付け、目地処理及び目止め)作業 3.塗料の調合及び調色作業 4.塗り作業 5.研ぎ作業 6.仕上げ作業 7.ローラーブラシ及び多孔質ローラーブラシ作業 ④膜厚及び塗り色の判定作業 ⑤塗膜の修整作業</p>
	<p>(2)安全衛生業務</p> <p>①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始時の安全確認作業 ③塗装職種に必要な整理整頓作業 ④塗装職種の作業用機器・装置等及び周囲の安全確認作業 ※ ⑤保護具及び安全標識・装置の点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦危険物等の取扱い作業 ⑧危険性、有害性の排除及び応急処置対応作業</p>		
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連業務 ①建築物以外への各種塗装作業(噴霧塗装、静電塗装、ロールコート塗装、焼付け塗装、電着塗装、粉体塗装等) ②塗装用器工具及び塗装用機器・装置の保守・管理作業 ③塗装材料、塗装用補助材料等の保守・管理作業 ④塗料の乾燥作業 ⑤足場の組立・解体作業(特別教育が必要。) ⑥高所作業車運転作業(特別教育又は技能講習が必要。)</p> <p>(2)周辺業務 ①塗装用機材及び材料等の構内運搬作業 ②塗装用機材及び材料等の梱包・出荷作業</p> <p>(3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p>		
<p>使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①建築塗装作業用塗料(一つ以上必ず使用すること。)</p> <p>1.ボイル油 2.さび止め塗料 3.合成樹脂調合ペイント 4.ラッカー系塗料 5.アクリル樹脂及びアクリル樹脂非水分散形塗料 6.エポキシ樹脂系塗料 7.ポリウレタン樹脂塗料 8.合成樹脂エマルジョン塗料 9.合成樹脂エマルジョン模様塗料 10.シリコン樹脂及びアクリルシリコン樹脂塗料 11.ふっ素樹脂塗料 12.オイルステイン塗料及び木材保護塗料 13.建築用仕上塗材 14.エッチングプライマー</p> <p>②うすめ液及び溶剤(必要に応じて使用すること。)</p> <p>③塗装用補助材料(必要に応じて使用すること。)</p> <p>1.漂白剤 2.着色剤 3.目止め材 4.乾燥促進剤 5.はく離剤 6.リターダ(乾燥を遅らせる遅延剤) 7.パテ類 8.建築用下地調整塗材 9.木材下塗り用調合ペイント 10.セラックニス 11.養生材料、マスキング用材料等</p>		
<p>使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①機械、設備等(必要に応じて使用すること。)</p> <p>1.エアブロー塗装機 2.エアレスブロー塗装機 3.二液混合型スプレー塗装機 4.静電塗装機 5.粉体塗装機 6.電着塗装機 7.攪拌機 8.洗浄機 9.スプレーブース 10.塗料供給設備 11.空気供給設備 12.排気及び排水設備</p> <p>13.コンベア設備 14.各種乾燥装置 15.プラスト機器 16.塗装ロボット 17.圧送塗装機</p> <p>②器工具等(12を含む二つ以上必ず使用すること。)</p> <p>1.刷毛(はけ) 2.へら 3.ローラーブラシ 4.スプレーガン 5.こて 6.濾過(ろか)用具 7.鏝(さび)落し用器工具 8.ケレン用具 9.定盤 10.計測器 11.研磨用具 12.各種保護具</p>		
<p>製品等の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>必須業務を踏まえた塗装作業を行った作業結果</p>		
<p>移行対象職種・作業とはならない業務例</p>	<p>1.道路標示・区画線工事業における塗装作業 2.看板制作作業 3.漆塗装作業 4.めっき作業 5.合成樹脂接着剤噴霧塗布作業</p> <p>6.黒板製造業における塗装作業 7.塗料調合・調色作業のみの場合 8.ライニング作業(プラスチック溶射) 9.スクリーン印刷作業 10.現場作業がない場合 11.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</p>		